

(令和5年4月10日発表)

「商業活性化グループ事業補助金」の募集を開始しました！

◆ アピールポイント	<p>(1) 地域経済の活性化及び市内のにぎわい創出をさらに加速させるため、商店街を越えた商業者グループによる事業（商業活性化グループ事業）費の一部を市が補助する制度です。</p> <p>(2) 「自分達が活動する地域の魅力をアピールしたい！」「商店街団体ではないけれど、商業活性化のためにイベントをやりたい！」など、地域経済活性化・賑わい創出のアイデアを幅広く募集しています。</p>
◆ 応募期間	予算額に達し次第、受付終了
◆ 内容など	<p>商業活性化グループ事業を実施する商業グループに対し、1事業あたり50万円を上限に経費の3分の2を補助。</p> <p>【商業活性化グループ事業とは】次の1～3のいずれか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商業の振興を目的としたイベントを実施する事業 2 地域の魅力を向上させることを目的とした情報発信事業 3 地域経済の活性化及び市内のにぎわいの創出を図るために行う事業であって、先進的であり又は新規性の高いもの <p>【参考】これまでの採択事業例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清水地区の飲食店を掲載したマップの作成 2 雨の日の来街者増を目的とした特典イベントの開催 等
◆ 対象団体	<p>次に掲げる4つの要件をすべて満たすことが条件です</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 団体構成員のうち5人以上が市内で小売業等を営む者であること。 (2) 商店街団体でないこと。 (3) 単一の商店街団体に属する者のみを構成員とするものでないこと。 (4) 暴力団等の構成員をメンバーに含んでいないこと。
◆ 申込先	<p>申込先：静岡市役所 経済局 商工部 商業労政課 住 所：〒424-8701 清水区旭町6番8号 清水庁舎5階 電 話：054-354-2306</p>
◆ 申込方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書類に必要事項を記入し商業労政課あて提出。 ・ 申請用紙等は、本市HPからダウンロードできます。 <p>URL：http://www.city.shizuoka.jp/381_000007.html</p>

別紙資料 無

ぜひ取材をお願いします！

【問い合わせ】

商業労政課 商業・まちなか活性化係（清水庁舎5階）
担 当 高橋・加藤
電 話 054-354-2306